

[事案 25-186] 保険料返還等請求

・平成 26 年 10 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換時、募集人から虚偽の説明があったことを理由に、1 か月分の保険料の返還および特約内容の遡及的な変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 10 月、医療終身保険から別の医療終身保険への契約転換の申込みをしたが、募集人から以下の不適切な説明を受けたので、転換前契約の平成 20 年 10 月分の保険料を返還（主張①）するとともに、転換後契約の医療特約の内容を遡及的に変更（主張②）してほしい。

(1) 契約転換の申込みの際、「今日契約書を書けば保険料が戻る」との誤った説明があった。

(2) 医療特約について、入院一時金が支払われない型での申込みはできない旨の虚偽の説明があった。

<保険会社の主張>

(1) 転換前契約の平成 20 年 10 月分の保険料は、転換価格に反映され、転換後契約の一部に充当されていることから、返金することはできない。よって、申立人の主張①に応じることができない。

(2) 医療特約の内容の遡及変更（主張②）には応じる用意がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 主張①について

(1) 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、募集人から「今日契約書を書けば保険料が戻る」との虚偽の説明をされて契約転換をしたが、実際には保険料が戻らず、損害が生じたことを理由に、不法行為にもとづく損害賠償を求めているものと判断する。

(2) 以下のとおり、申立人の主張は認められない。

① 契約転換とは、転換前契約の責任準備金等を新しい契約の一部に充当して新規に契約を締結するものであるが、本件転換前契約の平成 20 年 10 月分保険料は転換価格として転換後契約の一部に充当されており、そのために、同保険料が返還された場合よりも転換後契約の保険料は低額となっている。

② よって、仮に募集人に虚偽の説明があったとしても、転換前契約の平成 20 年 10 月分の保険料は、転換価格に反映され転換後契約の一部に充当されているため、これが返還されなくても、申立人に損害が生じているということとはできず、申立人の損害賠償請求は認められない。

2. 申立人の主張②について

保険会社側も応諾していることから、本件は和解により解決を図ることが相当である。